



フレッシュ生衛信州 令和5年5月号

「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」のご案内

受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、厚生労働省の「受動喫煙防止対策助成金」（都道府県労働局）を受けられない事業者（労働者災害補償保険の適用を受けない事業主（一人親方等））が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について助成します。

1 令和5年度における助成対象

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- ① 労災保険の適用対象外の個人事業主
- ② 生活衛生関係営業を営む、健康増進法に規定する既存特定飲食提供施設の事業主
- ③ 事業場内において、喫煙専用室を設置する等の受動喫煙防止措置を講じるとともに、当該措置区域以外を禁煙とする事業主

2 助成率、助成額

喫煙専用室等の設置などに係る工費、設備費、備品費などの2/3
上限 100万円

詳細は <https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

* 労災保険の適用を受ける事業主を対象にした助成については、
長野労働局健康安全課（電話 026-223-0554）までお問い合わせください。



クリーニング師研修会及び業務従事者講習会のご案内

クリーニング業に従事するクリーニング師及び業務従事者は、知事が指定したクリーニング師研修・業務従事者講習の受講を義務付けられています。

◆ クリーニング師研修

クリーニング師免許を取得し、クリーニング所の業務に従事開始後1年以内に受講し、その後、3年に1回受講することとされています。

(受講料 5,000円)

◆ 業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後1年以内に、従事者の5分の1の者（5人以下の店舗では、人数にかかわらず1人）に受講させ、その後、3年に1回受講させることとされています。（受講料 4,500円）



今年度の研修・講習会の日程は次のとおりです。

対象の方には、当指導センターよりご案内（8月予定）しますので、受講してください。

期 日	時間	会 場
9月29日（金）	10時～15時	松本市勤労者福祉センター（松本市）
10月13日（金）		伊那商工会館（伊那市）
10月20日（金）		小諸市市民交流センター（小諸市）
10月29日（日）		ホテル信濃路（長野市）

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

5月7日をもって「信州の安心なお店」認証制度等が終了します

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることを受け、県は「信州の安心なお店」認証制度及び「新型コロナ対策推進宣言」を5月7日をもって終了します。同日をもって有効期間及び店頭へのステッカーの掲示を終了します。なお、今後の感染状況によっては制度を再度運用する可能性があります。

【以下、参考情報】

	信州の安心なお店	新型コロナ対策推進宣言
制度概要	県の定める感染防止対策を行う飲食店等を現地確認の上で県が認証	感染防止対策の取組を宣言した事業所が県に登録
開始時期	令和3年5月	令和2年5月
対象業種	13業種（飲食業、宿泊業等）	限定なし
事業者数	10,238者（R5.2.28現在）	27,143者（R5.2.28現在）
ステッカー		

せいえいNAVIをご活用ください

「せいえいNAVI」はお持ちのスマートフォンやタブレットで生活衛生関係業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取できる、簡単で便利なアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。

インストールはApp store 又は
Google play store からアプリをダウンロードしてください。

※本アプリは無料です。

※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。



iPhone 版



Android 版

指導センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。（生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業）

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します

2 実施期間

令和5年12月28日まで（平日 10:00～16:30）

3 申込方法

[「無料相談申込書」（4月号最終ページに掲載）](#)をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612



令和5年5月・6月の行事予定

- 5月18日（木） 13:30～ 第1回指導センター及び連合会理事会（長野市 ホテル国際21）
- 6月8日（木） 12:50～ 第2回 指導センター及び連合会理事会
- 13:15～ 指導センター定時評議員会
- 14:15～ 連合会定時総会 連合会会長表彰式
- 15:15～ 第3回 指導センター及び連合会理事会
- 15:30～ 信州経営塾セミナー（長野市 ホテル国際21）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp